

千葉県地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年4月1日施行。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1項第1号ア（ウ）及びイ（ウ）の規定に基づき、地域住民同士の共助及び互助をもとに地域住民等が主体的に実施する介護予防に関する支援活動を行った場合、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該団体に対し千葉県地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支援対象者 千葉県に居住している者であって、次号、第3号に掲げる支援の実施月の1日に介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等であり、かつ、法第115条の46に規定する地域包括支援センターにより生活支援サービス等の提供が必要と認められた者。
- (2) 地域支え合い型訪問支援 総合事業実施要綱第4条第1項第1号ア（ウ）に規定する地域住民等が支援対象者等に対して行う訪問型の支援をいう。
- (3) 地域支え合い型通所支援 総合事業実施要綱第4条第1項第1号イ（ウ）に規定する地域住民等が支援対象者等に対して行う通所型の支援をいう。
- (4) 地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体 千葉市内において活動する5人以上で組織された社会福祉法人、特定非営利活動法人、町内自治会等の住民組織などのうち、地域支え合い型訪問支援もしくは、地域支え合い型通所支援を行う、規約等が整備されており、市に登録した団体をいう。
- (5) 協力員 前号の団体に所属し、第2号及び第3号に掲げる支援を行う者。また支援事業の運営を行う者。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体が支援対象者等に地域支え合い型訪問支援、もしくは地域支え合い型通所支援を行う事業とする。

(補助金の区分、補助要件及び補助基準額等)

第4条 本要綱における補助金の区分は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本費補助
- (2) 運営費補助
- 2 前項第1号に掲げる補助の補助要件及び補助基準額等は、別表1のとおりとする。
- 3 第1項第2号に掲げる補助の補助要件及び補助基準額等は、別表2のとおりとする。

(地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体の登録)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域支え合い型訪問支援・通所支援事業団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請を行い、地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体として登録をしなければならない。

- (1) 地域支え合い型訪問支援・通所支援事業サービス計画書（訪問支援）（様式第1号の2）

- (2) 地域支え合い型訪問支援・通所支援事業サービス計画書（通所支援）（様式第1号の3）
 - (3) 地域支え合い型訪問支援・通所支援事業サービス重要事項確認書（様式第1号の4）
 - (4) 地域支え合い型訪問支援・通所支援事業支援対象者名簿【訪問・通所】（様式第2号）
 - (5) 地域支え合い型訪問支援・通所支援事業協力員名簿（様式第3号）
 - (6) 規約又は会則の写し
 - (7) 収支予算書
 - (8) その他、助成対象費用の確認のため市長が必要と認める書類
- 2 支援対象者を事前に登録しない団体は、前号の申請時に地域支え合い型訪問支援・通所支援事業支援対象者名簿【訪問・通所】（様式第2号）について、省略することができる。ただし、支援対象者を登録することとなったときは、速やかに当該書類を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は第1項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、団体登録の可否について、地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体登録決定・却下通知書（様式第4号）により申請団体に通知するものとする。
 - 4 前項の規定により決定の通知を受けた地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体は、登録した事項に変更が生じた場合又は登録を抹消する場合は、地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体登録変更・廃止申請書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。
 - 5 市長は前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、団体登録の内容変更・廃止の可否について、地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体登録変更・廃止決定・却下通知書（様式第6号）により地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体に通知するものとする。
 - 6 第1項で提出した対象者名簿（様式第2号）に変更があった場合は、速やかに市長へ変更後の名簿を提出しなければならない。
 - 7 第1項で提出した協力員名簿（様式第3号）に変更があった場合は、速やかに市長へ変更後の名簿を提出しなければならない。

（登録の取り消し）

- 第6条 市長は、登録内容に虚偽又は著しい変更があると認められる地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体があるときは、当該団体の登録を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体の登録を取り消したときはその理由を付し、地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体登録取消通知書（様式第7号）により当該団体に通知するものとする。

（交付申請）

- 第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体は、地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金交付申請書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の補助金交付申請書は市長が定める期日までに提出するものとする。

（交付の条件）

- 第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ市長

の承認を受けること。ただし、事業計画の変更に伴う経費の配分の変更額が交付決定額の3分の1に満たないものについてはこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則、総合事業実施要綱及びこの要綱を遵守すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金交付決定通知書(様式第9号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 第8条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、地域支え合い型訪問支援・通所支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更(中止又は廃止)について承認の可否を決定し、地域支え合い型訪問支援・通所支援事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める日までに地域支え合い型訪問支援・通所支援事業実績報告書(様式第12号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費の支払いを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 規則第13条の規定による通知は地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金額確定通知書(様式第13号)によるものとする。

(交付請求等)

第13条 前条の規定により通知を受けた地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体は、規則第16条第1項の規定に基づき地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出することにより補助金の交付を請求するものとする。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第15号)を市長に提出するものとする。

- 3 補助金の交付は、地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により、当該団体に行うものとする。

2 市長は、規則第18条第1項、第2項の規定により補助金の返還を命ずるときは、地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金返還命令書（様式第17号）により、当該団体に通知するものとする。

（保 管）

第15条 地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体は、活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管するものとする。

（委 任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (区分: 基本費補助)

	訪問支援	通所支援
補助要件	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体が、支援対象者等に地域支え合い型訪問支援を行った場合 ・補助事業期間内において概ね毎月2回以上、訪問支援(買い物、調理、ごみ出し、掃除等)を実施した場合 ※ただし、ごみ出し(居宅外)のみを実施した場合は除く 	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体が、支援対象者等に地域支え合い型通所支援を行った場合 ・次の1～4を全て満たす活動を行った場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 定員は10人以上であること(支援対象者以外を含めた定員) 2. 月2回以上活動すること 3. 1回につき2時間以上実施すること 4. 毎回20分以上の介護予防体操を行うこと (※3.4、利用者の体調などのやむを得ない場合を除く)
補助基準額	30,000円/年度/団体	30,000円/年度/通所施設
補助額	補助対象経費の実支出額(補助対象経費から当該経費に充当した利用者負担金及び、その他の収入を控除した額をいう。)と補助基準額とを比較していずれか低い額の10分の10	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・報償費 ・保険料 ・交通費 ・通信運搬費 ・使用料 ・有償ボランティアに係る謝礼金 ・その他事業の実施に必要と認められるもの <p>ただし、補助事業と直接関係のない経費及び、当該補助金の他に、国、地方公共団体等からの財政的支援が充当される経費は補助対象経費とはならない。</p>	

別表 2 (区分: 運営費補助)

	訪問支援	通所支援
補助要件	地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体が、支援対象者に地域支え合い型訪問支援を行った場合	地域支え合い型訪問支援・通所支援実施団体が、支援対象者に地域支え合い型通所支援を行った場合
補助基準額等	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者1人当たり 月額2,000円 ただし、月4回未満の場合は、1人当たり1回500円 ※ 支援内容がごみ出し(居宅外)のみの場合は、支援対象者1人当たり月額1,000円 ただし、月4回未満の場合は、1人当たり1回250円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者1人当たり 月額2,800円 ただし、月4回未満の場合は、1人当たり1回700円
補助対象経費	基本費補助と同様とする	